

群馬県重粒子線治療資金利子補給金交付要綱

(趣旨)

第1条 知事は、重粒子線治療を受ける患者の経済的な負担を軽減し、より多くの県民が最先端医療を受けることができるよう、金融機関から重粒子線治療に係る費用の融資を受けた者に対し、予算の範囲内において、利子補給金を交付するものとし、その交付については、群馬県補助金等に関する規則（昭和31年群馬県規則第68号、以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において「重粒子線治療」とは、群馬大学重粒子線医学センターにおいて行う放射線の一種である炭素イオンを加速させた炭素線を用いた治療方法をいう。

2 この要綱において「金融機関」とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 銀行法（昭和56年法律第59号）第2条第1項に規定する銀行
- (2) 信用金庫法（昭和26年法律第238号）に規定する信用金庫
- (3) 農業協同組合法（昭和22年法律第132号）に規定する農業協同組合
- (4) 労働金庫法（昭和28年法律第227号）に規定する労働金庫
- (5) 中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第3条第2号に規定する信用協同組合
- (6) 株式会社日本政策金融公庫法（平成19年法律第57号）に規定する株式会社日本政策金融公庫
- (7) 地方公共団体
- (8) 前各号に掲げる者に準ずるものとして知事が認めるもの

3 この要綱において「証書貸付」とは、貸付にあたり、債務者が金融機関に融資条件を明記した借用証書を差し入れ、融資を受ける形態をいう。

4 この要綱において「保証料率」とは、保証を受ける者が保証者に支払う保険料又は手数料の率をいう。

(利子補給対象者)

第3条 この要綱による利子補給の対象となる者（以下「利子補給対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

(1) 次のいずれかに該当する者であること。

- ア 重粒子線治療を受ける患者
- イ 重粒子線治療を受ける患者の親族である者
- ウ 重粒子線治療を受ける患者と同一の世帯に属する者（上記イに掲げる者以外の者）

(2) 次のいずれかに該当する者であること。

- ア 重粒子線治療を受ける患者が重粒子線治療を受けることの同意書を提出した日において引き続き1年以上県内に住所を有している者
- イ 上記アに準ずるものとして知事が認める者

(対象借入金)

第4条 利子補給の対象となる借入金は、重粒子線治療に係る費用に充てるため金融機関から証書貸付により融資を受けた借入金（以下「対象借入金」という。）であって、314万円を限度とする。

(対象利子)

第5条 利子補給の対象となる利子は、利子補給対象者が金融機関との間に締結した金銭消費貸借契約の約定利率（他の利子補給制度により利子補給の交付を受ける場合にあつては、当該利子補給を受けたことにより利子補給対象者が負担することになる実質の利率）をパーセントを単位として年利率で表したものとし、年利率6パーセント（保証料率を含む。）を限度とするものであつて、当該年利率に次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数値を乗じて得た年利率の範囲内のものとする。

- (1) 治療を受ける者が非課税世帯に属する場合 10 / 10
- (2) 治療を受ける者が課税世帯に属する場合 5 / 10
- 2 前項第1号の「非課税世帯」とは、市町村民税の所得割を課されている者がいない世帯をいう。
- 3 第1項第2号の「課税世帯」とは、前項に掲げる以外の世帯をいう。

(補給対象期間)

第6条 利子補給の対象となる期間は、金銭消費貸借契約に基づき最初に利子を支払った月から起算して84か月以内とする。

(利子補給の承認申請)

第7条 利子補給の承認を受けようとする者は、様式第1号による利子補給承認申請書に次に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。

- (1) 患者本人が申請者となるとき
 - ア 金銭消費貸借契約書又はこれに準ずる書類の写し
 - イ 金融機関で発行する返済予定表の写し
 - ウ 治療を受ける者が属する世帯に市町村民税の所得割が課されていないことを証する市町村長の証明書（第5条第1項第1号に該当する場合のみ）
 - エ 患者本人の住民票
 - オ 重粒子線治療を受けることの同意書の写し
 - カ その他知事が必要と認める書類
- (2) 患者以外の者が申請者となるとき。
 - ア 前号に掲げる書類

イ 世帯全員の住民票又は同一世帯に属する者若しくは親族とみなされることを証する書類

(利子補給の承認)

第8条 知事は、前条の規定により利子補給承認申請書の提出を受けたときは、その内容を審査して、当該利子補給の承認又は不承認を決定し、その旨を当該利子補給対象者に通知するものとする。

(交付の条件)

第9条 知事は、前条の規定による承認の通知を受けた者（以下「利子補給承認者」という。）が対象借入金の償還を延納した場合は、償還を行うまでの間、利子補給金の交付を停止するものとし、償還を行った日の直後の利子補給金交付日に一括して交付するものとする。ただし、償還すべき日の属する年度を経過した償還金に係る利子補給金は、交付の対象としないものとする。

(交付申請及び実績報告)

第10条 利子補給承認者は、1月1日から12月31日までの間に金融機関に対して支払った利子（支払予定を含む。）に係る利子補給金について、様式第2号による利子補給金交付申請兼実績報告書（以下「交付申請兼実績報告書」という。）に、対象借入金の返済に係る次に掲げるいずれかの書類を添えて、2月末日までに知事に提出するものとする。

- (1) 様式第3号による金融機関で発行する利子支払証明書
- (2) その他知事が必要と認める書類

(利子補給金の確定及び支払)

第11条 知事は、前条の規定により交付申請兼実績報告書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認める場合には、交付すべき利子補給額を確定し、利子補給承認者に交付額の決定を通知するものとする。

2 知事は、利子補給承認者に交付額の決定を通知した日から30日以内に利子補給金を利子補給承認者に支払うものとする。

(変更の届出)

第12条 利子補給承認者は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに、知事にその旨を様式第4号により届け出なければならない。

- (1) 金銭消費貸借契約の内容を変更したとき
- (2) 住所又は氏名の変更があったとき
- (3) 利子補給対象資金を繰上償還したとき
- (4) 金融機関に対する割賦償還金の償還を行わなかったとき
- (5) 治療を受ける者が属する世帯が非課税世帯となったとき

(端数計算)

第13条 利子補給額に1円未満の端数が生じるときは、別に定めがない限り、その端数金額を切り捨てるものとする。

(利子補給の打切り又は返還)

第14条 知事は、利子補給承認者がその借入金を目的以外に使用したときは、利子補給の打切り又は既に交付した利子補給金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は知事が別に定める。

附 則

この要綱は、平成22年4月22日から施行する。

群馬県重粒子線治療資金利子補給金承認申請書

平成 年 月 日

群馬県知事 様

(申請者)

〒

住 所 _____

氏 名 _____

電話番号 _____

治療患者との関係 _____

印

次のとおり利子補給金の承認を受けたいので、群馬県重粒子線治療資金利子補給金交付要綱第7条の規定により申請します。

1 重粒子線治療患者

住 所 _____

氏 名 _____

2 借入金の内容

区 分	内 容	備考
借入先金融機関名		
約定借入金	円	
約定年利率※	%	
償還方法		
年間償還額	円	
第1回利子支払年月	平成 年 月	
返済期間	平成 年 月 ~ 平成 年 月	

※約定年利率には保証料率を含む。

3 添付書類（添付した書類の番号に○をつけてください）

- (1) 金銭消費貸借契約書又はこれに準ずる書類の写し
- (2) 金融機関で発行する返済予定表の写し
- (3) 患者本人の住民票
- (4) 重粒子線治療を受けることの同意書の写し
- (5) 世帯全員の住民票又は同一世帯に属する者若しくは親族とみなされることを証する書類（患者以外の者が申請者となる時のみ）
- (6) 治療を受ける者が属する世帯に市町村民税の所得割が課されていないことを証する市町村長の証明書（治療を受ける者が非課税世帯に属する場合のみ）

様式第2号（第10条関係）

群馬県重粒子線治療資金利子補給金交付申請兼実績報告書

平成 年 月 日

群馬県知事 様

(申請者)

住 所 _____

氏 名 _____

電話番号 _____



次のとおり実績を報告しますので、群馬県重粒子線治療資金利子補給金交付要綱第10条の規定により利子補給金の交付を申請します。

1 承認年月日・番号	平成 年 月 日 第 号
2 利子補給金対象資金	円
3 利子補給金期間（全体）	平成 年 月 ～ 平成 年 月
4 年間利子支払額（交付申請額）	円
5 利子支払（交付申請）期間	平成 年 月 ～ 平成 年 月

6 振込先口座

金融機関名	
本・支店名	
口座種別	1 普通 2 当座 3 貯蓄 4 その他
口座番号	
口座名義	
口座名義フリガナ	

※利子の支払額が分かる書類を添付してください。

利子支払証明書

借入者氏名	
借入者住所	
借入年月日	
借入金額	
借入期間	
年利率	
取扱番号	

上記借入者の平成 年 月の返済状況は以下のとおりです。

【年間返済状況】

(単位:円)

支払日	元金償還額	利子支払額	合計	年利率が6.0%を超える場合は、利子支払額の試算額(6.0%)も御記入ください。			備考
				元金償還額	利子支払額	合計	
合計							

平成 年 月 日

群馬県知事 様

金融機関名

印

群馬県重粒子線治療資金利子補給金変更届出書

平成 年 月 日

群馬県知事 様

(届出者)

住 所 _____

氏 名 _____

印

電話番号 _____

平成 年 月 日付け 第 号による利子補給金の承認内容を次のとおり変更したので、群馬県重粒子線治療資金利子補給金交付要綱第12条の規定により、関係書類を添えて届け出ます。

1 変更内容

変更事項	承認時	変更後

2 変更理由

備考

- 1 変更のあった事項のみ記載してください。
- 2 変更内容については、承認時及び変更後の欄に、その内容が対比できるように記載してください。